

シンポジウム

性暴力の根絶を 目指して

～刑法改正後の課題～

110年ぶりに刑法の性暴力犯罪規定の主要部分が改正されました。しかし、暴行脅迫要件の在り方、児童期の性虐待事案の早期発見や時効の在り方、適切な性交同意年齢の検討など、積み残された課題もあります。本シンポジウムでは、当事者・刑法学研究者・実務家を交えて、最先端の知識を共有し、3年後の見直しに備えることを目指します。

参加無料
申込不要

2017年 11月7日 火 18:00-20:30

開場 17:45予定

[会場] 弁護士会館17階1701会議室 (定員120名)

- 地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅 B1-b 出口直結
- 地下鉄有楽町線「桜田門」駅 5番出口から徒歩8分
- JR線「有楽町」駅 から徒歩15分

内容
(予定)

- 1 基調講演：
島岡まな氏
(大阪大学大学院高等司法研究科教授)
- 2 講演：
山本 潤氏
(一般社団法人Spring代表理事)
- 3 パネルディスカッション：
【パネリスト】
・**島岡氏** ・**山本氏**
・**角田由紀子氏**
(弁護士・元法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会委員)



主催

日本弁護士連合会

お問い合わせ

日本弁護士連合会 人権第二課
TEL:03-3580-9512

臨時託児サービスあり【要予約】

ご希望の方は、左記問い合わせ先に10月30日までに
お電話ください。なお、お預かりするお子様の月齢は、
【生後6か月以上】とさせていただきます。また、健康
条件によってはお引き受けいたしかねる場合があります。